

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 5 号
2 0 1 6 年 1 月 2 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

半日単位の年休不承認に関する申し入れ

新大阪駅営業二科で勤務する組合員が正規の年休申請の手続きに沿って半休を申し込んだ。申請した後、管理者が「代務者が必要」であることが半休を承認出来ない理由のように話したが、現場の勤務形態からしても正当な理由ではないと考える。

12月25日の勤務発表で確認すると半休が発給されておらず、管理者に確認すると、「代務者が必要な職場では半休は出ない」等と説明を行った。

この間、会社は、新大阪営業二科の要員に関して「管理者も含めて基準人員はない」と説明してきた。さらに、新大阪営業二科では、体調不良や冠婚葬祭等の突発休や要員不足の時には、担務指定の取り消し等の変更や内勤の応援で対応している。以上の理由からして、半休の不承認は問題があり、組合員が申請した半休は充分、発給できると考える。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 新大阪営業二科の出面を明らかにすること。
2. 新大阪営業二科の基準人員を明らかにすること。
3. 新大阪営業二科の担務（人員）を明らかにすること。
4. 会社はこの間、新大阪営業二科は「管理者も含めて基準人員はない」と説明してきた。現在もその説明については変更ないのか、明らかにすること
5. 組合員が申請した半休を発給しなかった理由を明らかにすること。
6. 仮に基準人員がないとすれば、新大阪営業二科の要員不足時の対応とも併せて考慮すると半休発給のために代務者をつけることは何ら問題がないと考える。会社の見解を明らかにすること。
7. 現在、新大阪営業二科では、体調不良や冠婚葬祭等の突発休や要員不足の時には、担務指定の変更や取り消し等の変更や内勤の応援で対応してきている。それは事実か明らかにすること。
8. 本人は、身体障害者の認定を受けている組合員である。半休を発給せずに差別的な対応を行ったことについて本人に謝罪すること。

8. 現在、東京駅営業三科、新横浜駅営業第二では半休が承認されている。新大阪営業二科との対応の違いについて明らかにすること。

以上